

体罰実態調査の結果について（小中学校）

1 体罰認定にあたっての基本的な考え方

今回の調査では、体罰を行った教員を処分することのみを目的とするのではなく、体罰の未然防止のために、比較的軽微な有形力の行使についても広く調査対象とし、その態様・程度、動機、教育的効果、身体的侵害の有無等、また、児童生徒の心身の発達状況・非行等の内容等を総合して認定しました。

※体罰認定の基本的な考え方（別紙1-1、1-2参照）

2 体罰実態調査の概要

令和元年6月以降に教職員・児童生徒・保護者に対して実施した体罰実態調査（アンケート）において、市立小・中学校分については、のべ2,019人から体罰に関する回答がありました。そのうち、たたかれた、押された、長時間立たされたなど体罰の疑いのある記載があった1,732件（体罰を行ったことがある89件、体罰を受けたことがある315件、体罰を見聞きしたことがある1,328件）について、調査結果がまとまりましたので報告します。

今回の調査では、過去6年間という幅広い期間に発生した案件について、まずは各小・中学校の管理職が教員及び児童生徒・保護者から事情聴取を行いました。その結果を受けて、体罰の疑いがある案件について、教育委員会が、管理職及び教員、場合によっては、児童生徒・保護者から事情聴取を行いました。

なお、市立幼稚園、高等学校、特別支援学校については、令和元年10月28日開催の総合教育会議において既に報告しております。

※調査の流れ（別紙2参照）

3 調査結果

体罰の疑いのある態様の記載があった1,732件のうち、169件について体罰と判断しました。なお、1,732件のうち対象児童生徒名、教員名が不明などで確認ができなかったものが約800件、事情聴取の結果、体罰ではないと判断したものが約400件、事案発生が古すぎる・対象教員が既に退職しているなど、調査不能と判断したものが約200件ありました。

(1) 体罰にあたりと判断された件数、事案数及び教員数

学校種	小学校	中学校	合計
件数	50件	119件	169件
事案数	25事案	30事案	55事案
教員数	13人	24人	37人

※「件数」はアンケート記載件数ベース、「事案数」は体罰行為の事案数

(2) 場面ごとの体罰の事案数

学校種	小学校	中学校	合計
授業中	9事案	10事案	19事案
部活中	—	11事案	11事案
その他	16事案	9事案	25事案
計	25事案	30事案	55事案

(3) 場面ごとの主な体罰の態様

ア 授業中

- ・授業の妨害をやめなかったため、平手で叩いた。
- ・宿題を出さないことが続いたため、げんこつをした。
- ・教室から移動させる際、耳を引っ張った。
- ・別の教室に連れて行くときに抵抗したので肩を押した。

イ 部活中

- ・集合時間に遅刻してきたため顔を平手で叩いた。
- ・ミスを注意するためにボールを体に当てた。

ウ その他

- ・学校行事において、ふざけていたため胸を押した。
- ・風紀指導の際、態度が悪かったため身体を扉に押し付けて指導した。
- ・放課後、別室で指導する際に出席簿で頭をたたいた。

4 今後の取組

(1) 処分について

認定された体罰のうち、その態様や程度、怪我の有無等を踏まえて、地方公務員法上の処分が相当と判断したものについては、兵庫県教育委員会へ上申します。尼崎市教育委員会として体罰認定したものの、地方公務員法上の処分にあたらないものと判断し、兵庫県教育委員会へ上申しないものについては、当該教員へ管理職からの説諭及び体罰に関する研修を実施します。

(2) 再発防止策について

体罰根絶に向けた有識者会議からの「議論のまとめ」等を踏まえ、体罰防止へ向けた教職員の特別研修や体罰等防止ガイドラインの作成などの取組を進めていきます。

以上